



建交労



2022年3月3日
 建交労神奈川県南支部
 2022年春闘No.9
 2021年度推進ニュース⑩通算250号
 発行責任者 小島 茂

建交労 3.2 中央行動・トラック部会奮闘！ 神奈川県南支部は委員長・書記長が参加

建交労は全労連・国民春闘共闘などが実施した中央総行動にも連帯して2022年春闘の要求前進をめざす中央行動を霞が関周辺で終日展開しました。10時30分から衆議院第1議員会館内で開催した建交労2022年春闘総決起集会には、全国からのWeb参加を含めて80名が結集しました。なお、神奈川県南支部からは小島委員長と大島書記長が参加しました（参加を予定していた赤羽は前日のコロナワクチン接種による副反応で欠席）。



発言する関東トラック協議会の上村議長

総決起集会を成功させた建交労はその後、日比谷野外音楽堂で行われた全労連・国民春闘共闘委員会などが主催する中央総決起集会への参加と建交労建設産別対策委員会によるゼネコン本社要請行動参加の組とに別れて午後からの行動を展開しました。



神奈川県南支部を含むトラック部会の仲間は、日比谷野音での中央総決起集会への参加後に国土交通省および厚生労働省との交渉組と国会議員要請行動組とに別れて行動し、県南支部の委員長・書記長は17名のトラック部会仲間とともに国交省・厚労省との交渉に参加するトラック部会・厚労省との交渉に臨みました。厚労省には全国の建交労の仲間から寄せられた請願署名3,339筆を提出しました（県南支部94筆）。

署名種類	組織名	内外液輸	福岡運輸	田中製菓	イワサワ	中日臨海	扶桑運輸	三昭運輸	ギオン	東進産業	日酸運輸	弥生京極社	合同分会	県南支部	地方地域他組織	合計	集計日
政府に核兵器禁止条約批准を求める署名		20		13	10		10	5					28			86	12月25日
		20		13	10		10	5					33			91	2月26日
憲法改悪を許さない全国署名		5		15			5	15	5	10		9	19			83	2月26日
3.2中央行動厚労省請願署名		8		4		1	3	32	1	8		8	27		2	94	2月26日
長崎じん肺FAX要請（3ヵ所）		1		4			1		1	1		3	3	1		15	2月26日

各分会は、別紙（長崎じん肺訴訟の厚生労働大臣・長崎労働局長・長崎労働基準監督署長宛のFAX要請）を3月7日まで継続して取り組むようにお願いします。

ロシア政府はウクライナへの軍事侵略を直ちに止めよ！

神奈川県南支部はロシアのウクライナ軍事侵略と核兵器使用の言及に対し激しい怒りをもって糾弾する。プーチン大統領には、この恥ずべき蛮行を直ちに止め、ウクライナからの即時撤退を求める。併せて日本政府には、平和憲法をもつ政権に相応しい平和的解決に向けて全力を上げるよう求める。

Fax 番号 03-3595-2392

要 請 書

2022年2月22日午後1時10分、福岡高等裁判所民事第5部は4人の遺族原告に対し、国（原処分庁 長崎労働基準監督署長）が行ったじん肺遺族補償の不支給決定を取消す判決（原審 長崎地方裁判所判決を維持）を下しました。

4人の被災労働者は、長期間の粉じん作業に従事し長崎労働局長がじん肺管理区分の決定（管理2、管理3イ＝2名、管理3ロ）を行い、長崎労働基準監督署長が合併症の労災認定（いずれも続発性気管支炎）した労働者です。

原処分庁は、4人の死亡原因は業務起因性が認められないと不支給にしましたが、その決定が誤りであったことを長崎地裁も福岡高裁も明確に断罪しました。

4人の被災労働者の死亡時年齢は51歳、58歳、77歳（2名）でした。一番若い労働者には、まだ学業中の遺族もいました。不支給決定からまもなく8年、提訴から6年になろうとしています。厚生労働大臣の即断で4人の遺族原告を救済いただきますよう強く強く要請いたします。

厚生労働大臣 後藤茂之 様

2022年 月 日

団体名

氏名

住所

Fax 番号 095-801-0021

長崎労働局長 瀧ヶ平 仁 様

要 請 書

2022年2月22日午後1時10分、福岡高等裁判所民事第5部は4人の遺族原告に対し、長崎労基署が行ったじん肺遺族補償の不支給決定処分を取消す判決を昨年6月21日の長崎地方裁判所に引き続き下しました。

貴職らが控訴したために、4人の原告たちは地裁判決から8か月間も不安な日々の中、待たされました。

原告の中で一番早く遺族請求を行った原告の請求日からは8年が経過しました。一番若かった遺族原告（当時51歳）の請求日から7年8か月、当時末の息子さんは学業中でした。

今、貴職にできることは、一分一秒でも早く上告を断念し、4人の原告に対し長年の労をねぎらうことです。これ以上の解決引き延ばしは人道上も許されません。

貴職の即断を強く強く要請いたします。

2022年2月 日

団体名 _____

氏 名 _____

住 所 _____

Fax 番号 095-846-2480

長崎労働基準監督署長 渡邊 正 様

要 請 書

2022年2月22日午後1時10分、福岡高等裁判所民事第5部は4人の遺族原告に対し、貴職が行ったじん肺遺族補償の不支給決定を取消す判決を6月21日の長崎地方裁判所に引き続き下しました。

貴職が控訴したために、4人の原告たちは地裁判決から8か月間も不安な日々を過ごしてきたのです。

一番早く遺族請求を行った原告の請求日からはすでに8年が経過しました。一番若かった死亡労働者（死亡時51歳）は、当時末の息子さんは学業中でした。じん肺が酷くなる中で、息子が就職するまでは生きていなければ生活費が心配だと友人に語っていました。

今、貴職ができることは、一分一秒でも早く上告を断念し、4人の原告に対し長年の労をねぎらうことです。これ以上の解決引き延ばしは人道上許されません。

貴職の即断を強く強く要請いたします。

2022年2月 日

団体名 _____

氏 名 _____

住 所 _____